

\ 令和7年4月1日から / 保管場所標章 が廃止



これまで、自動車保管場所証明書の交付時に合わせて保管場所標章の交付を行っていましたが、**令和7年4月1日以降**、保管場所標章が廃止となるため、交付するものは

普通自動車の申請の場合⇒**自動車保管場所証明書の交付のみ**

軽四自動車の届出の場合⇒**交付するものはなし**

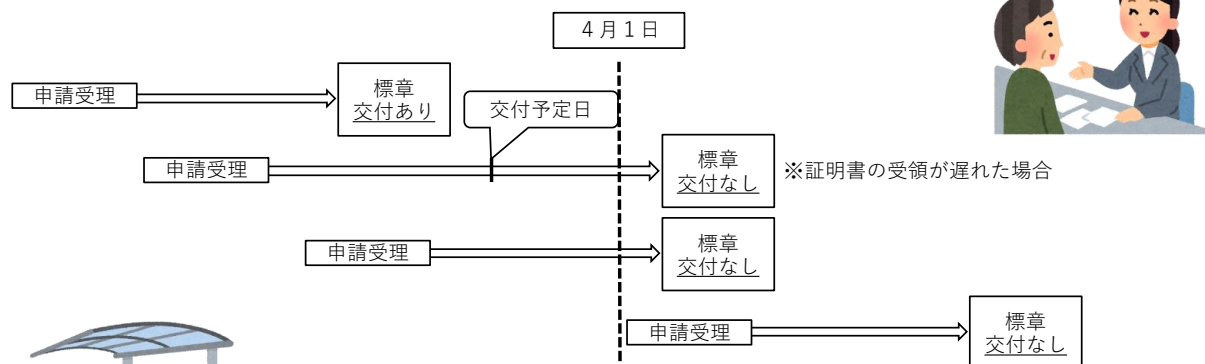
となります。

それに伴い、各申請の手数料も下記表のとおり変更します。

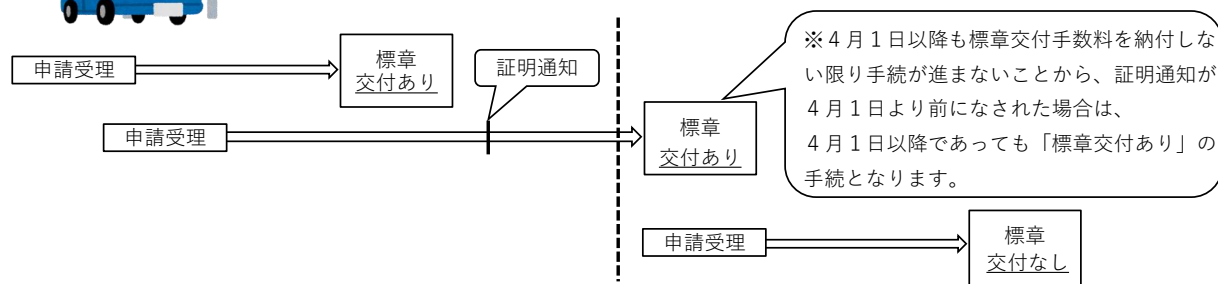


	現行		廃止後	
	証明書交付手数料	標章交付手数料	証明書交付手数料	標章交付手数料
普通自動車	2, 200円	500円	2, 200円	廃止
軽四自動車	—	500円	—	廃止

～令和7年4月1日前後の手続（紙申請）～



～令和7年4月1日前後の手続（OSS申請）～



※軽四自動車の届出については、届出日が4月1日より前か以後かで判断します。

質問

Q 軽四自動車の申請では手数料は不要ですか？

A そのとおりです。標章がなくなるため、手数料もなくなります。

Q 車に貼っている標章はどうしたらいいのですか？

A そのまま貼っていても、問題ありませんし、剥がすことも可能です。

Q 提出する申請書は普通自動車は2枚、軽四自動車は1枚ですか？

A そのとおりです。

Q 標章が廃止された後でも標章はもらえますか？

A 標章が廃止された後には標章の交付はできません。



三重県警察